### 購入対象者の皆様へ

# 10月1日から湖東3町プレミアム付商品券を販売します!

#### ▶購入対象者

- ●11月29日までに購入引換券交付申請があり、審査の 結果、対象者と認められた住民税非課税の方
- ②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子様のいる世帯の世帯主(申請不要)お子様の生年月日が、平成28年4月2日から令和元年7月31日の世帯は9月下旬、令和元年8月1日から令和元年9月30日の世帯は10月中旬に購入引換券を送付します。

#### ▶販 売 場 所 五城目郵便局と内川郵便局

- ▶ご購入の際にお持ちいただくもの
- ●湖東3町プレミアム付商品券購入引換券
- ●本人確認できる身分証明書(免許証、健康保険証等、窓口来訪者の氏名・住所を確認できるもの)
- ●窓口来訪者が対象者及び対象者と同一世帯以外の場合は購入引換券に同封している委任状に必要事項を 記入・押印のうえ窓口までお持ちください。
- ※購入引換券は再発行ができませんので、紛失しないよう取り扱いにはご注意ください。
- ▶購入可能額 購入引換券 1 枚につき最大25,000円分の 商品券を20,000円で購入できます。
- ▶購入単位 1セット5,000円分 (販売額4,000円/500円券10枚綴)
- **▶販売期間** 10月1日以~令和2年2月28日金
- ▶使用期間 10月1日以~令和2年2月29日出
- ▶商品券取扱店舗

取扱店舗は次ページに記載しています。

# プレミアム付商品券の"特殊詐欺"や "個人情報の詐取"にご注意ください

- ●商品券を販売するために、町や内閣府などが手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- ②町や内閣府がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。



#### ▶商品券使用にあたっての注意

- 釣り銭は出ません。
- ●転売、譲渡、換金はできません
- ●その他、使用できないもの:不動産や金融商品/公 共料金等の支払い/商品券やビール券、切手など換 金性の高いもの/たばこの購入/公序良俗に反する もの

#### ▶購入引換券の入手方法

住民税非課税の方

町が、対象となる見込みの方へ8月下旬から購入引換券の交付申請の案内を郵送しています。同封された申請書に必要事項を記入して11月29日倫までに五城目町プレミアム付商品券担当室(役場庁舎3階)へ提出してください。申請書を受付した後に審査を行い、購入対象者と認めた方に購入引換券を郵送します。

9月13日までに申請した方に、審査結果等を9月下旬から発送しています。9月13日以降に申請された方には順次審査結果等を発送する予定です。

※交付申請の案内、または審査結果等が届かない方は、町商工振興課へお問い合わせください。

• 小さな乳幼児のいる子育て世帯

平成28年4月2日から令和元年7月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主宛に9月下旬から発送しています。

※令和元年8月1日から9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯へは10月中旬に発送する予定です。

申請・お問い合わせ 町プレミアム付商品券担当室直通(☎855・1522)

# 「南秋地域広域マイタウンバス」10月1日運行開始



五城目町、八郎潟町、大潟村で構成する南秋地域公共 交通活性化協議会では、10月1日から南秋地域広域マ イタウンバスを運行しています。

観光施設、商業施設、駅、病院などをバスルートで結び、3町村内は乗り換えなしで移動できます。

バスの運行は、秋田中央トランスポート株式会社が行い、定期券などの販売は、同社五城目営業所で行っています。

バスルートや時刻表は、町ホームページに掲載しているほか、秋田中央トランスポート五城目営業所や役場まちづくり課に配置しています。

#### 【普通運賃】

五城目町内~八郎潟町内の移動・・・・・200円八郎潟町内~大潟村内の移動・・・・・400円五城目町内~大潟村内の移動・・・・・400円各町村内の移動・・・・・200円

- ※小児運賃は、小学生は普通運賃の半額、乳幼児は無料です。
- ※障がい者は、普通運賃の半額、小児障がい者は小児 運賃の半額です。
- ※第1種身体障害者手帳等保持者の介護者は、1人まで普通運賃の半額です。



### 「南秋地域広域マイタウンバス」の 利用モニターを募集します

ご家族やお友達と一緒にマイタウンバスを利用してみませんか。

五城目町では、広域マイタウンバスについてご意見や ご感想をくださるモニターを募集しています。

モニターには、五城目町から大潟村間をご乗車いただ ています。 く場合、普通運賃400円のところ、200円で乗車できる

補助券(有効期限は本年12月末)を10枚差し上げます。 モニターは、町内に住所を有する方を対象として、1 世帯1人までとし、先着順で50人を募集しています。 申し込みや受け付けは、役場3階まちづくり課で行っ

申し込みや受け付けは、役場3階まちづくり課で行っ ています。

お問い合わせ 南秋地域公共交通活性化協議会事務局(町まちづくり課内 ☎852・5361)

**13** 広報「ごじょうめ」1023号 令和元年10月1日 KOHO GOJOME N₀.1023 2019.10.1 **12**